

2025 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時 裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ
(TEL03-6748-2111(代表))

新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

当社は、本日付で、2024 年 11 月 8 日付「譲渡制限付株式ユニット (RSU) の付与及び新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録に関するお知らせ」にて開示した 2024 年 11 月 8 日付発行登録書（以下、「本発行登録書」という。）を取り下げましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2025 年 2 月に施行された金融商品取引法施行令等の改正に基づき、当社は、本日付で、本発行登録書の対象としていた過去に付与済みの譲渡制限付株式ユニット (RSU) (2025 年 9 月 29 日までに権利確定し、交付された当社普通株式を除く。) の権利確定に際して行う自己株式処分について、臨時報告書（以下、「本臨時報告書」という。）を関東財務局長に提出したものであり、本発行登録書の取下げによる、当該付与済みの譲渡制限付株式ユニット (RSU) に関する事項への影響はありません。

記

1. 取り下げた発行登録の概要

(1) 発行登録書提出日	2024 年 11 月 8 日
(2) 募集有価証券の種類	株式
(3) 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日 (2024 年 11 月 16 日) から 2 年を経過する日 (2026 年 11 月 15 日) まで
(4) 発行予定額	25,800 百万円
(5) 資金使途	対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を対象者に割り当てる方法によるものとするため、手取金はありません。ただし、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に定める子会社及び同条第 5 項に定める関連会社をいう（以下同じ）。）が金銭報酬債権を対象者に対して付与することに代えて、当社が、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとった場合には手取金が生じるところ、本制度に関する諸費用の支払その他の運転資金に充当する予定です。

2. 発行登録による募集実績

発行価額の総額 9,238,798,560 円

3. 発行登録の取下げ理由

本発行登録書の対象としていた過去に付与済みの譲渡制限付株式ユニット (RSU) の権利確定に際して行う自己株式処分について、本臨時報告書を提出したため。

以上